

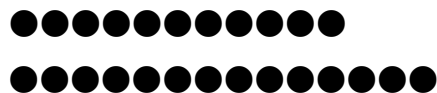
陳 情 文 書 表 (平成29年12月14日定例会提出)

陳情第6号

奈良市中心身障害者医療費助成制度の改正に反対する陳情書

平成29年12月8日受理

陳情者



奈良市肢体不自由児・者父母の会

会長 安井清悟

先日、私どもの奈良市肢体不自由児・者父母の会のほうに奈良市福祉部から「奈良市中心身障害者医療費助成制度の改正について」の説明に来られました。今まで心身障がい者に対しては、医療費の自己負担分を助成してもらっておりましたが、平成30年度からはその助成に一部負担を導入させていただきたいとの趣旨でございました。内容的には1診療機関の受診について1カ月当たり500円を自己負担するという内容です。これは、ほぼ1年前に「平成29年度実施予定です。」と市側から言ってこられました。なぜか1年の延期となっておりました。その後、市長・市議会議員選挙が終わった後、10月くらいになって再び市側から説明会に行きますとの話がございました。

この1診療機関500円の自己負担、複数の診療機関を受診した場合は自己負担額1,500円を上限とするということでしたが、いろいろな疾病を抱えながら日々の生活を送っている多くの心身障がい者は、いくつもの診療機関を定期的に受診しなくてはならない状況にあります。歯科診療、内科診療、神経内科診療、整形外科診療と受診している心身障がい者などは、すぐに1,500円の負担となってしまいます。さらに、受診の際に一緒に行ってもらうヘルパーさんの金額や、タクシーを利用しなくてはならない場合はその交通費など多くの出費をしている場合も多々ございます。障害者年金のみで生活している方々も多く、低所得の中で1カ月に最大1,500円の増額は家計にも大変な負担となってまいります。

長年にわたり福祉理念を持たれた福祉都市宣言のまちである奈良市としては、精神障がい者に対しても心身障害者医療費助成制度と同じ助成を行ってこられました。精神障がい者の分野については一部負担された状態にあります。ならば、精神障がいを持たれた方の一部負担も含めて医療費の自己負担分を全て助成する方向に向けることこそが、福祉都市奈良市に望ましい方向性と考えております。

しかし、当事者団体でございます私どもでは、その制度改正に対して意見をさせていただくことはできても廃案にすることはできません。私たちの思いは今までどおりの医療費助成を続けていただくことでございます。

どうかお力をお貸しいただきたく、ここに陳情申し上げます。